

【令和6年度】

1. 排ガス中のばい煙測定結果（第三者機関による測定）

大津市北部クリーンセンター

〔1号炉〕

項 目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測 定 日	R6.4.4	R6.7.1	R6.9.4	R6.11.19	R7.1.17	R7.2.3	－
結果の得られた日	R6.4.24	R6.7.12	R6.9.26	R6.11.29	R7.1.31	R7.2.14	－
硫黄酸化物 [ppm]	2	2	< 2	2	3	< 2	30以下
塩 化 水 素 [ppm]	< 4	< 4	4	4	5	< 3	50以下
窒素酸化物 [ppm]	32	28	32	26	25	22	50以下
ば い じ ん [g/m ³ N]	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
全 水 銀 [μg/m ³ N]	9	< 2		< 2		< 2	30以下

〔2号炉〕

項 目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測 定 日	R6.4.4	R6.7.1	R6.9.4	R6.11.19	R7.1.17	R7.2.3	－
結果の得られた日	R6.4.24	R6.7.12	R6.9.26	R6.11.29	R7.1.31	R7.2.14	－
硫黄酸化物 [ppm]	< 2	< 2	< 2	< 2	< 2	< 2	30以下
塩 化 水 素 [ppm]	< 3	< 3	< 3	< 3	< 4	< 4	50以下
窒素酸化物 [ppm]	30	28	33	35	27	23	50以下
ば い じ ん [g/m ³ N]	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
全 水 銀 [μg/m ³ N]	< 2	< 2		< 2		< 2	30以下

備考： 測定値は全て酸素濃度12%換算値を示す。

※1 協定値は「環境保全協定書」の排出基準値を示す。

2. 排ガス中のダイオキシン類測定結果（第三者機関による測定）

〔1号炉〕

項 目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測 定 日	R6.4.4	R6.7.1	R6.9.4	R6.11.19	R7.1.17	R7.2.3	－
結果の得られた日	R6.4.24	R6.7.23	R6.9.26	R6.12.17	R7.2.13	R7.2.25	－
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	0.000018	0.000029	0.000022	0.00000076	0.000014	0.00043	0.05以下

〔2号炉〕

項 目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測 定 日	R6.4.4	R6.7.1	R6.9.4	R6.11.19	R7.1.17	R7.2.3	－
結果の得られた日	R6.4.24	R6.7.23	R6.9.26	R6.12.17	R7.2.13	R7.2.25	－
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	0.000048	0.000017	0.000018	0.00000096	0.000049	0.000048	0.05以下

備考： 測定値は全て酸素濃度12%換算値を示す。

※1 協定値は「環境保全協定書」の排出基準値を示す。

3. 焼却灰（主灰）、集じん灰中のダイオキシン類測定結果（第三者機関による測定）

項 目	1回目	2回目	3回目(1号炉)	3回目(2号炉、集じん灰)	4回目	基準値 ※2
測 定 日	R6.4.4	R6.7.1	R6.9.20	R6.10.2	R7.2.3	－
結果の得られた日	R6.4.24	R6.7.23	R6.10.16	R6.10.24	R7.2.25	－
ダイオキシン類 [ng-TEQ/g]	焼却灰（主灰）	1号炉	0.0023	0.0020	0.000036	3以下
		2号炉	0.00070	0.0013	－	
	集じん灰		0.18	0.076	－	
					0.0018	
					0.0029	
					0.0015	
					0.17	
					0.22	

備考： ※2 基準値は「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく処理基準値を示す。